

会議の内容

1	会 議 名	平成 25 年度 第 1 回 習志野市都市計画審議会
2	開 催 日 時	平成 25 年 8 月 2 日 (金) 午前 10 時 00 分 ~12 時 00 分
3	開 催 場 所	習志野市消防庁舎 4 階会議室
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>◎議 題</p> <p><u>副会長の選出</u></p> <p>習志野市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項 会長指名により、議会から選出されている清水委員が 副会長に選出された。</p> <p>◎報告事項</p> <p>①景観行政の取組みについて</p> <p>前回、平成 25 年度に景観行政団体への移行に向け、手続きを進めると説明したとおり、千葉県と協議を行ない平成 25 年 4 月 1 日より景観行政団体へ移行した。今後は、景観に関する施策等の取組を推進するため平成 25 年度から 28 年度にかけて現状把握、地域特性や課題等の整理など基礎的な調査を行ない、本市に相応しい「景観計画」を策定するとともに計画の運用にあたり「景観条例」を定めることになる。また、今後予定されている都市マスタープランとの整合性を踏まえながら取組む必要がある。</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>質問：<u>習志野市以外で今年度、景観行政団体へ移行した市町村はどこか。</u></p> <p>回答：木更津市、銚子市、東金市、多古町、白子町の 5 団体</p> <p>質問：<u>景観条例で、どういったものを守っていくのか具体的に考えているものはあるのか。</u></p> <p>回答：自然や建物等、市内の景観資源の基礎調査や他市の状況を見た中で検討を図りたいと考えている。</p> <p>質問：<u>今ある景観を守ることも大事だが、これから建つ建物の景観意匠、デザインや色彩についても計画に入れていくのか。</u></p> <p>回答：景観計画では、区域を設定しどのような方針で区域内の景観を守って行くのかを決めていく。その中で、地域ごとの特性を加味しながらその地域に相応しい景観について検討していく。</p>

<p>4</p>	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>質問：<u>景観では市境をまたぐケースもあると思うが広域的な連携はどこまで考えているのか。</u></p> <p>回答：行政境については他市と連携をとるとか、県との協議の中で進めていく必要があると考えている。</p> <p>質問：<u>実籾小から新栄のケヤキ並木なども計画に組込むような可能性はあるか。</u></p> <p>回答：景観重要樹木についても、計画に盛込んで保全する手法があるので、調査し検討していく。</p> <p>質問：<u>景観計画の策定と都市マスタープランの見直しのスケジュール的な関わりの説明を受けたが、25年度予算化されているのか。</u></p> <p>回答：都市マスタープランの見直しは25年度予算化されている。</p> <p>意見：習志野の原風景は、今回の景観計画の中で取上げられる対象と思う。そのような意見を市民や有識者から出してもらい習志野の景観の大事な財産を拾い上げ条例化してほしい。</p> <p>②都市マスタープランの見直しについて</p> <p>都市マスタープランは、上位計画である市の基本構想や県のマスタープランに即すこととなっており、習志野市基本構想・基本計画及び県マスタープランの見直しが予定されている。また、策定からすでに10年余りが経過しており社会情勢の変化に対応するために見直しを行う。策定スケジュールは、平成25年度に各課ヒアリングや上位計画を含めた諸計画などと調整を図り、平成26年度の6・7月頃に市民説明会やパブリックコメントの実施を予定。意見を整理し平成26年度中の公表を考えている。</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>質問：<u>実籾本郷地区は市街化調整区域だが配付してあるダイジェスト版は今回新しく作るものに準ずるたたき台として考えてよいか。</u></p> <p>回答：配布のダイジェスト版は平成13年に作られたもので10数年経った今、計画どおり進んでいない区域もある。市街化調整区域についても都市マスタープランを見直す中で検討していく。</p> <p>質問：<u>ダイジェスト版にあるような文言は実籾本郷地区においては手つかずなのは何か原因があるのか。</u></p> <p>回答：市街化調整区域をどうしていくかを、地権者の方に意見等出してほしいと働きかけてきたが、当該地区からの意見が出なかったため、なかなか進まず現状のままで来てしまっている。</p>
----------	----------------------------------	---

質問：工場の廃止や移転した後、工業地域のままにしておかないで、住居地域へ切替えるのは難しいのか。

回答：ある程度の範囲で用途地域を定めているため、その一部が工場が撤退したからといって用途を変えると、既存の建物が既存不適格になってしまうなど様々な問題をかかえているため、用途を変えるのは非常に難しいということになる。

質問：都市マスタープランを見直すにあたって、組織やスケジュールは12年前に策定した時と同じか。

回答：基本的には13年度の当時に作った策定協議会、庁内策定会議、市民からの意見収集の3本柱は変わらず、当時とほぼ同じような組織のなかで作っていく。

意見：市の基本構想・基本計画等の中で、その場所がどう利用されるかという基本的なスタンスに基づき機能的に用途変更に臨む姿勢を持っていただきたい。

③生産緑地地区の事前説明について

買取申出が提出され行為制限の解除がされた5地区について、次回審議のため事前説明を行なった。

主たる農業従事者の死亡・故障による行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更。

生産緑地名	面積	備考
鷺沼第8生産緑地地区	約0.08ha	全部廃止
鷺沼第14生産緑地地区	約0.05ha	全部廃止
大久保第1生産緑地地区	約0.11ha	一部廃止 △約0.05ha
谷津第27生産緑地地区	約0.11ha	全部廃止
谷津第40生産緑地地区	約0.29ha	全部廃止

【委員からの主な質問・意見】

意見：谷津第27・40生産緑地地区はJR津田沼駅南口特定区画整理事業に隣接する地域なため、区画整理事業との関連性も想定されるので次回までに情報提供をお願いする。

4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>④公共施設再生計画について</p> <p>公共施設再生計画策定というスケジュールの中で、市民説明している内容を中心に説明する。全国的に公共施設の老朽化の問題が顕在化してきた。税込増加の見込めない、財源を上げることができない状況では、今ある公共施設をすべて更新することは不可能。それをどうやって乗り越えなければならないかが公共施設老朽化問題である。対策として財源の確保、保有総量の抑制、長寿命化の3点を考えている。本市は、旧耐震基準で建った建物が全体の72%を占め、築30年以上経過している建物が全体の77%で、この先次々に建替えていくにあたって非常に大きな財政負担になる。平成17年度から22年度の決算を基に試算すると40%の更新しかできない。これからの公共施設をどうしていくかが公共施設再生問題である。対策として機能と施設の分離、保有総量の圧縮、質的な向上の3つの前提条件を考えている。施設の配置については2つに分けており、駅勢圏を単位とした全市民が使う全市利用施設と地域の人々が特に使う地域対応施設。これは小学校を拠点と考えている。今年度末までに施設再生計画を作ろうと考えている。</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>質問：<u>統合した所は売却という考えでよいのか。</u> 回答：将来の公共施設の老朽化対策のための財源として、売却するか貸付けするかはあるが出来るだけ財源化を図りたい。</p> <p>質問：<u>統合したから売るというのが将来の子供達のことを考えて、良いことなのか。</u> 回答：子育て支援はきっちり維持し、建物の在り方をどう見直すかを考えさせていただく。将来世代に負担を先送りしないよう考えて進んで行く。</p> <p>質問：<u>耐震化された公共施設も含め統廃合していく計画のようだが、時期的なものはどうなのか。</u> 回答：文部科学省では老朽化対策のため長寿命化を視野においており、耐震化された建物をどう長寿命化していくかということがあり、まだこれからである。</p> <p>意見：習志野市は他市に比べて施設密度がいろいろな面で高いので、多少通学・通勤距離が伸びたとしても交通アクセスの整理と合わせて財産破綻しないよう頑張っていたきたい。</p> <p>意見：財政がかなり不足することが原点となっているので既存の施設をどう活用していくか、統廃合による利便性の悪化等も含めて検討をお願いしたい。</p>
---	-------------------------	--

4	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>意見：市の基本構想・基本計画が今年度中に先行して決められるが、都市マスタープランが市の基本構想・基本計画を基本としているため、十分協議してより良いものを作成してもらい、その後都市マスタープランを議論するという形になるようお願いしたい。</p>
5	傍聴者	0名
6	問い合わせ	<p>所管課名：都市整備部 都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線 273</p>